

(3) 使用水量の推移

年度	総 数			口径別料金 適用のもの	共同住宅扱い	公衆浴場営業	共 用
	水 量	指 数	前年度比				
	m ³		%	m ³	m ³	m ³	m ³
24	1,072,813,214	100.0	0.2	1,052,792,747	17,935,176	2,085,291	0
25	1,072,971,393	100.0	0.0	1,053,291,495	17,670,223	2,009,675	0
26	1,063,228,951	99.1	△ 0.9	1,044,149,903	17,182,801	1,896,247	0
27	1,071,259,247	99.9	0.8	1,052,373,657	17,002,842	1,882,748	0
28	1,074,419,160	100.1	0.3	1,055,519,069	17,103,386	1,796,705	0
29	1,081,454,514	100.8	0.7	1,062,410,777	17,310,843	1,732,894	0
30	1,085,703,362	101.2	0.4	1,065,623,945	17,072,756	1,665,559	0
令和元	1,085,488,578	101.2	△ 0.0	1,066,971,098	16,846,365	1,671,115	0
2	1,068,907,521	99.6	△ 1.5	1,050,765,862	16,662,711	1,478,948	0
3	1,058,130,714	98.6	△ 1.0	1,040,630,268	15,995,228	1,505,218	0

(注) 平成 24 年度の数値を指数としている。

4 水道料金

(1) 水道料金表

(平成 17 年 1 月 1 日から適用)

呼 び 径		基 本 料 金	従 量 料 金																
			1～5m ³	6～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31～50m ³	51～100m ³	101～200m ³	201～1,000m ³	1,001m ³ 以上								
一 般 用	13 mm	860 円	0 円	1m ³ につき 22円	1m ³ につき 128円	1m ³ につき 163円	1m ³ につき 202円	1m ³ につき 213円	1m ³ につき 298円	1m ³ につき 372円	1m ³ につき 404円								
	20 mm	1,170 円																	
	25 mm	1,460 円																	
	30 mm	3,435 円	1m ³ につき 213円						1m ³ につき 298円	1m ³ につき 372円	1m ³ につき 404円								
	40 mm	6,865 円																	
	50 mm	20,720 円	1m ³ につき 372円								1m ³ につき 404円								
	75 mm	45,623 円																	
	100 mm	94,568 円																	
	150 mm	159,094 円																	
	200 mm	349,434 円	1m ³ につき 404円																
	250 mm	480,135 円																	
	300 mm ～	816,145 円																	
公衆浴場用		一般用と同じ(40mm 以上は6,865円)	0 円	1m ³ につき 22円	1m ³ につき 109円														

(注) 水道料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の110 を乗じて得た額とする(1円未満は端数切捨て)。

(2) 調定額

(単位：円)

総 額	口径別料金適用のもの (一 般 ・ 公 衆)	共 同 住 宅 扱 い	公 衆 浴 場 用
226,406,366,962	224,184,336,031	2,039,944,815	182,086,116

(3) 収納方法別取扱件数

(単位：件、%)

総 数 (収 納 単 位 数)	口 座 振 替 扱 い		払 込 み 扱 い		クレジットカード扱い	
	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比
5,703,453	3,005,793	52.70	1,561,866	27.38	1,135,794	19.91

(4) 営業所別給水収益収入状況

支 所・営 業 所		調 定 額	収 入 額	未 収 入 額	収 入 率
総 額		226,406,366,962 円	216,322,442,335 円	10,083,924,627 円	95.55 %
中 央 支 所		52,291,176,428	50,210,892,902	2,080,283,526	96.02
	千 代 田	18,038,302,769	17,420,581,657	617,721,112	96.58
	港	14,438,321,763	13,858,540,874	579,780,889	95.98
	豊 島	7,895,678,358	7,572,364,556	323,313,802	95.91
	文 京	11,918,873,538	11,359,405,815	559,467,723	95.31
東 部 第 一 支 所		31,709,956,488	30,200,567,959	1,509,388,529	95.24
	江 東	13,636,772,412	13,035,352,357	601,420,055	95.59
	墨 田	6,120,912,380	5,825,633,493	295,278,887	95.18
	江 戸 川	11,952,271,696	11,339,582,109	612,689,587	94.87
東 部 第 二 支 所		24,657,397,865	23,415,148,244	1,242,249,621	94.96
	荒 川	4,031,867,597	3,837,861,224	194,006,373	95.19
	足 立	12,392,465,184	11,755,746,434	636,718,750	94.86
	葛 飾	8,233,065,084	7,821,540,586	411,524,498	95.00
西 部 支 所		28,807,338,903	27,507,173,278	1,300,165,625	95.49
	杉 並	10,169,242,599	9,660,262,778	508,979,821	94.99
	新 宿	12,459,792,584	11,983,018,437	476,774,147	96.17
	中 野	6,178,303,720	5,863,892,063	314,411,657	94.91
南 部 支 所		58,765,003,624	56,251,639,278	2,513,364,346	95.72
	大 田	15,684,545,334	15,021,593,538	662,951,796	95.77
	品 川	9,948,129,161	9,504,958,422	443,170,739	95.55
	世 田 谷	17,800,011,836	17,003,214,010	796,797,826	95.52
	目 黒	6,019,563,431	5,734,117,895	285,445,536	95.26
	渋谷	9,312,753,862	8,987,755,413	324,998,449	96.51
北 部 支 所		30,175,493,654	28,737,020,674	1,438,472,980	95.23
	練 馬	12,596,491,958	11,984,059,831	612,432,127	95.14
	板 橋	10,614,700,798	10,124,484,136	490,216,662	95.38
	北	6,964,300,898	6,628,476,707	335,824,191	95.18

(5) 水道料金の変遷

年月		需 要 区 分 及 び 料 金				摘 要			
明治31 ・ 明治11 ・ 明治24 市施行	計 量 給 水		放 任 給 水			1 建坪12坪未満は、放任給水とすることができる。 2 専用栓の支栓は、1本1年3円 3 放任給水の場合、牛馬1頭1年3円、6頭以上は計量給水 4 量水器使用料は、12段階で徴収			
	官公署・学校・兵営 病院・会社・その他		噴 水		専 用				
	1m ³ につき 0.03円		1月100m ³ まで 4.5円 超過1m ³ につき 0.045円		1戸5人まで 1年5円 5人まで増すごとに 2円				
					6戸まで 1年8円 1戸増すごとに 0.5円				
明治34 ・ 明治12 ・ 明治28 市施行	普通計量給水		特別計量給水		普通専用給水	特別専用給水	共 用	1 特別専用給水は営業用 2 放任給水の場合 支栓1本 3円 浴槽1個 1円 牛馬1頭 2～3.5円 3 量水器使用料は、12段階で徴収	
明治35 ・ 明治12 ・ 明治28 市施行	1月20m ³ まで 0.72円 超過1m ³ につき 湯屋 0.02円 その他 0.03円		船舶用1m ³ 0.05円 噴水・庭園・水槽 1月50m ³ まで 2.5円 超過1m ³ 0.05円 原動力・一時使用 1m ³ につき 0.1円		1戸5人まで 1年5円 1人増すごとに 0.5円	左記の2割増	1戸1年 1.5円 居住6ヶ月未満 1戸5人まで 2.5円 1人増すごとに 0.25円 ただし、営業用は2割増		
明治35 ・ 明治12 ・ 明治27 市条例	1月10m ³ まで 0.3円 超過料金 同 上		同 上		同 上	同 上	同 上 ただし、営業用又は浴槽あるもの2割増	同 上	
明治40 ・ 明治34 ・ 明治27 市条例	普通計量給水		特別計量給水		専 用 給 水		共 用	専用給水の場合 1 支栓1本につき 3円 2 浴槽1個につき 1円 3 牛馬1頭につき 2.5～3.5円 4 量水器使用料は、12段階で徴収	
明治41 ・ 明治34 ・ 明治27 市条例	1月10m ³ まで 0.3円 超過1m ³ につき 湯屋 0.02円 その他 0.03円		1m ³ につき 水槽に供給するもの 0.05円 その他 0.1円		1戸5人まで 1年5円 1人増すごとに 0.5円		年1戸 1年 1.5円		
大正10 ・ 大正23 ・ 大正24 市施行	専 用 栓		特 別 栓		共 用		1 料金は1か月単位 2 共用は3戸以上 3 専用栓、特別栓の計量栓の基本料金は量水器の口径に応じて、19段階に分かれているが、本表は12～13mmの場合 4 量水器使用料は、不徴収		
	計 量		放 任		計 量				
	10m ³ まで 0.7円		1戸5人まで 0.7円		2m ³ まで 0.7円				
	超過1m ³ につき 湯屋 0.03円 その他 0.05円		1人増すごとに 0.07円 支栓1本につき 0.4円 支栓なき浴槽 1個0.15円		超過1m ³ につき 汽船・船舶用 0.08円 その他 0.2円				
昭和3 ・ 昭和6 ・ 昭和11 市施行	10m ³ まで 0.93円		1戸5人まで 0.93円		2m ³ まで 0.93円		1戸6m ³ まで 10戸まで 0.4円 1戸増すごとに 0.2円	10戸まで 1戸 0.4円 1戸増すごとに 0.2円	1 口径に応じ基本料金が13段階となる。 2 昭和7.10.1 自動車洗浄用 1m ³ 0.2円となる 3 昭和12.3.25 共用は、2戸以上となる。
	超過1m ³ につき 湯屋 0.038円 300坪以上の家屋 0.09円 その他 0.07円		1人増すごとに 0.1円 支栓1本につき 0.4円 支栓なき浴槽 1個0.25円		超過1m ³ につき 醸造・製造原料用 0.1円 汽缶・船舶用 0.11円 散水・道路・下水道 0.2円 自動車洗浄用 0.3円 原動力・一時使用 0.3円 噴水・庭園用 0.4円		超過1m ³ につき 0.04円	浴槽1個につき 0.15円	

年月	需 要 区 分 及 び 料 金					摘 要
昭和18・6・1 都条例施行	専 用 栓				共 用 栓	1 基本料金の口径別格差は 廃止 2 量水器使用料は、不徴収
	放 任 栓	計 量 栓				
	1戸5人まで 0.9円 1人増すごとに 0.1円	普 通 用	娯 楽 用	湯 屋 用	1戸6m³まで 10戸まで 0.4円 1戸増すごとに 0.2円	
		8m³まで 0.9円 超過1m³につき 0.1円	8m³まで 5円 超過1m³につき 0.5円	100m³まで 4円 超過1m³につき 0.04円	超過1m³につき 0.05円	

昭和20・11・1 都条例施行	定 額 栓	計 量 栓		共用栓 定 額 栓	1 支給水栓1個につき 0.3円 2 その他は従前と同じ
		普通用	湯屋用		
	建坪15坪 1.5円	20m ³ 3.5円	100m ³ 5円	1世帯につき 0.7円	
	建坪15坪を超えるもの 2.5円 同居1世帯につき 0.7円	超過1m ³ 0.2円	超過1m ³ 0.05円		

昭和21・2・28 都条例施行	建坪15坪以下 3.5円	20m ³ 8円	100m ³ 20円	1世帯につき 2円	1 支給水栓1個につき 0.6円
	建坪15坪を超えるもの 6円	超過1m ³ 0.5円	超過1m ³ 0.2円		
	同居1世帯につき 2円				

昭和21・12・28 都条例施行	建坪15坪以下 5円	20m ³ 12円	100m ³ 30円	1世帯につき 3円	1 支給水栓1個につき 1円
	建坪15坪を超えるもの 9円	超過1m ³ 1円	超過1m ³ 0.3円		
	同居1世帯につき 3円				

昭和22・6・1 都条例施行	専 用 栓				其 用 栓	
	定 額 栓	計 量 栓				
		普 通 用	湯 屋 用			
建坪15坪以下 5人以下 5人超	10坪 15坪	20m ³ 20円	100m ³ 60円	1世帯につき 6円	1 支給水栓 1 個につき 2 円	
建坪15坪を超える もの 同居 1 人につき	20坪 2 円	超過 1m ³ 2円	超過 1m ³ 1 円		2 量水器使用料は、5 段階で 2 円～85円	

昭和23・1・10 都条例適用	定 額 栓		計 量 栓				共 用 栓		1 支給水栓1個につき 4円 2 量水器使用料は、5段階で 5円～250円
	人口5人まで	1人増すごとに	一般家庭	官公署 学校病院	会社事務所 営業用その他	湯 屋 用	計 量 栓 1世帯につき	定 額 栓 1世帯につき	
	20円	5円	10m ³ 20円 超過1m ³ 2.5円	20m ³ 40円 超過1m ³ 3円	20m ³ 60円 超過1m ³ 4円	100m ³ 150円 超過1m ³ 2円	10m ³ 15円 超過1m ³ 2.5円	12円	

昭和23・6・1 都条例施行	人口5人まで	1人増すごとに	一般家庭	官公署 学校病院 会社事務所 工場その他	特殊営業用	湯 屋 用	計 量 栓 1世帯につき	定 額 栓 1世帯につき	1 支給水栓1個につき 8円 2 量水器使用料は、5段階で 10円～500円
	40円	10円	10m ³ 40円 超過1m ³ 5円	20m ³ 80円 超過1m ³ 5円	20m ³ 120円 超過1m ³ 8円	100m ³ 350円 超過1m ³ 4円	8m ³ 30円 超過1m ³ 5円	25円	

年月	需 要 区 分 及 び 料 金							摘 要
昭和23・7・31都条例	定 額 栓		計 量 栓				共 用 栓	1 支給水栓 1 個につき 8 円 2 量水器使用料は、5段階で 13円～650円
	人口 5 人まで	1 人増すごとに	一般家庭	官公署 学校病院	会社事務所 営業その他	湯 屋 用	計 量 栓 1 世帯につき	
	50円	13円	1 0 m ³ 50円 超過 1 m ³ 6. 5円	20 m ³ 100円 超過 1 m ³ 6. 5円	20 m ³ 160円 超過 1 m ³ 10円	100 m ³ 450円 超過 1 m ³ 5円	8 m ³ 35円 超過 1 m ³ 6 円	

昭和24・5・31都条例	65円	16円	1 0 m ³ 65円 超過 1 m ³ 8 円	20 m ³ 130円 超過 1 m ³ 8 円	20 m ³ 240円 超過 1 m ³ 14円	100 m ³ 550円 超過 1 m ³ 6 円	8 m ³ 45円 超過 1 m ³ 7 円	38円	1 支給水栓 1 個につき 10円 2 量水器使用料は、従前に 同 じ
--------------	-----	-----	---	---	---	--	---	-----	--

昭和26・12・22都条例	85円	22円	1 0 m ³ 85円 超過 1 m ³ 11円	10 m ³ 100円 超過 1 m ³ 11円 ただし駐留 軍用は 1 m ³ 10円	10 m ³ 160円 超過 1 m ³ 19円	300 m ³ 2, 370円 超過 1 m ³ 8円	計 量 栓 8 m ³ 60円 超過 1 m ³ 9円	1 支給水栓の料金徴収は 廃止 2 量水器使用料は、5段階で 15円～800円
---------------	-----	-----	---	---	---	--	---	--

年 月	需 要 区 分 及 び 料 金				摘 要
	一 般 用	営 業 用	浴 場 用	共 用	
昭和30. 12. 27 都 条 例	1 0 m ³ 120円	1 0 m ³ 120円	1 0 m ³ 120円	8 m ³ 80円	昭和29年度当初より全給 水栓が計量化されたので、 この改定で量水器使用料は 廃止
昭和31. 1 月 分 から 適 用	超過 1 m ³ 16円	超過 1 m ³ 28円	超過 1 m ³ 12円	超過 1 m ³ 12円	
昭和36. 7. 18 都 条 例	8 m ³ まで 120円	1 0 m ³ 140円	1 0 m ³ 140円	8 m ³ 80円	
昭和36. 8 月 分 から 適 用	1 0 m ³ まで 140円 超過 1 m ³ 20円	超過 1 m ³ 32円	超過 1 m ³ 15円	超過 1 m ³ 15円	

年月	需 要 区 分 及 び 料 金				摘 要	
昭和41・1・13分都条例適用	呼 び 径	基本料金		従 量 料 金		口径別料金体系を採用
				第 一 段	第 二 段	
	25 mm以下	8 m ³ まで 120円	10m ³ をこえ50m ³ まで 1m ³ につき 20円	50m ³ をこえる分 1 m ³ につき 32円		
	30 mm	200円				
	40 mm	400円				
	50 mm	700円				
	75 mm	1,500円	1m ³ から50m ³ まで 1m ³ につき 32円	50m ³ をこえる分 1 m ³ につき 45円		
	100 mm	2,700円				
	150 mm	5,000円				
	200 mm	8,000円				
250 mm	11,000円					
300 mm以上	18,000円					
	公衆浴場用	10m ³ まで 140円	10m ³ をこえる分 1m ³ につき 15円			
	共 用	1戸あたり8m ³ まで80円	8m ³ をこえる分 1m ³ につき 15円			

昭和43・11・15分都条例	呼 び 径	装置料金	水 量 料 金				一般用(25mm以下)・公衆浴場用・共用の水道料金の、8 m ³ 以下は賦課しない。 なお、生活保護世帯及び母子世帯等については、装置料金及び10m ³ までの水量料金を免除	
			第 一 段	第 二 段	第 三 段	第 四 段		
	13 mm	100円	9m ³ から18m ³ まで	19m ³ から30m ³ まで	31m ³ から50m ³ まで	51m ³ 以上		45円
	20 mm	120円	1 m ³ につき	1 m ³ につき	1 m ³ につき	1 m ³ につき		
	25 mm	140円	20円	25円	28円			
	30 mm	250円	1m ³ から50m ³ まで	51m ³ から100m ³ まで	101m ³ から200m ³ まで	201m ³ 以上		68円
	40 mm	500円	1 m ³ につき	1 m ³ につき	1 m ³ につき	1 m ³ につき		
	50 mm	1,000円	35円	45円	55円			
	75 mm	2,000円	1m ³ から50m ³ まで 1 m ³ につき 40円	51m ³ から100m ³ まで 1 m ³ につき 55円	101m ³ から200m ³ まで 1 m ³ につき 65円	201m ³ 以上 1 m ³ につき 75円		
	100 mm	3,800円						
150 mm	7,000円							
200 mm	12,000円							
250 mm	17,000円							
300 mm以上	28,000円							
公衆浴場用	110円	9 m ³ 以上 1 m ³ につき				15円		
共 用	60円							

年月	需 要 区 分 及 び 料 金									摘 要
昭 和 50 50 ・ ・ 7 9 ・ 月 16 分 か 都 ら 条 適 例 用	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金							一般用 (25mm以下)・ 公衆浴場用・共用の 従量料金の10m ³ 以下 は賦課しない。 なお、生活保護世 帯及び母子世帯等につ いては、基本料金 及び10m ³ までの従量 料金を申請により免 除している。
			1～10m ³	11～20	21～30	31～100	101～200	201～1,000	1,001m ³ 以上	
	13 mm	300円	0円	1 m ³ につ き 60円	1 m ³ につ き 75円	1 m ³ につ き 90円	1 m ³ につ き 120円	1 m ³ につ き 150円	1 m ³ につ き 180円	
	20 mm	400円								
	25 mm	500円								
	30 mm	1,200円	1 m ³ につ き 90円				1 m ³ につ き 120円	1 m ³ につ き 150円	1 m ³ につ き 180円	
	40 mm	2,400円								
	50 mm	8,000円	1 m ³ につ き 150円						1 m ³ につ き 180円	
	75 mm	17,000円								
	100 mm	35,000円	1 m ³ につ き 180円							
	150 mm	60,000円								
	200 mm	130,000円								
250 mm	180,000円									
300 mm以上	300,000円									
公衆浴場用	300円	0円	1 m ³ につ き 50円							
共 用	200円	0円	1 m ³ につ き 50円							

昭 昭 和 和 53 53 ・ ・ 11 12 ・ ・ 1 1 都 適 条 例 用	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金						
			1～10m ³	11～20	21～30	31～100	101～200	201～1,000	1,001m ³ 以上
	13 mm	410円	0円	1 m ³ につき 80円	1 m ³ につき 100円	1 m ³ につき 120円	1 m ³ につき 170円	1 m ³ につき 210円	1 m ³ につき 250円
	20 mm	550円							
	25 mm	680円							
	30 mm	1,700円	1 m ³ につき 120円				1 m ³ につき 170円	1 m ³ につき 210円	1 m ³ につき 250円
	40 mm	3,400円							
	50 mm	11,000円	1 m ³ につき 210円						1 m ³ につき 250円
	75 mm	24,000円							
	100 mm	50,000円	1 m ³ につき 250円						
	150 mm	85,000円							
	200 mm	180,000円							
	250 mm	250,000円							
	300 mm以上	420,000円							
	公衆浴場用	410円	0円	1 m ³ につき 65円					
	共 用	250円	0円	1 m ³ につき 65円					

一般用(25mm以下)・公衆浴場用・共用の従量料金の10m³以下は賦課しない。
なお、生活保護世帯及び母子世帯等については、基本料金及び10m³までの従量料金を申請により免除している。

昭 昭 和 和 56 56 ・ ・ 10 11 ・ ・ 15 1 都 適 条 例 用	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金						
			1～10㎥	11～20	21～30	31～100	101～200	201～1,000	1,001㎥以上
	13 mm	610円	0円	1㎥につき 120円	1㎥につき 150円	1㎥につき 180円	1㎥につき 250円	1㎥につき 310円	1㎥につき 350円
	20 mm	820円							
	25 mm	1,010円							
	30 mm	2,500円	1㎥につき 180円				1㎥につき 250円	1㎥につき 310円	1㎥につき 350円
	40 mm	5,000円							
	50 mm	16,500円	1㎥につき 310円						1㎥につき 350円
	75 mm	36,000円							
	100 mm	75,000円	1㎥につき 350円						
	150 mm	127,000円							
	200 mm	270,000円							
	250 mm	370,000円							
	300 mm以上	630,000円							
	公衆浴場用	610円	0円	1㎥につき 95円					
	其 用	370円	0円	1㎥につき 95円					

一般用(25mm以下)・
公衆浴場用・共用の
従量料金の10㎥以下
は賦課しない。
なお、生活保護世
帯及び母子世帯等
については、基本料金
及び10㎥までの従量
料金を申請により免
除している。

年月	需 要 区 分 及 び 料 金									摘 要				
昭 和 59 59 ・ ・ 4 5 ・ ・ 2 1 都 適 条 例 用	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金							一般用(25mm以下)・ 公衆浴場用・共用の 1か月当たり10m ³ 以下 の従量料金は徴収 しない。 なお、生活保護世 帯及び母子世帯等につ いては、基本料金 及び10m ³ までの従量 料金を申請により免 除している。				
			1～10m ³	11～20	21～30	31～100	101～200	201～1,000	1,001m ³ 以上					
	13 mm	800円	0円	1m ³ につき 120円	1m ³ につき 160円	1m ³ につき 195円	1m ³ につき 270円	1m ³ につき 335円	1m ³ につき 375円					
	20 mm	1,070円												
	25 mm	1,320円												
	30 mm	3,000円	1m ³ につき 195円				1m ³ につき 270円	1m ³ につき 335円	1m ³ につき 375円					
	40 mm	6,000円												
	50 mm	18,200円	1m ³ につき 335円						1m ³ につき 375円					
	75 mm	40,000円												
	100 mm	83,000円	1m ³ につき 375円											
	150 mm	140,000円												
	200 mm	300,000円												
250 mm	410,000円													
300 mm以上	700,000円													
公衆浴場用	一般に同じ 40mm以上は 6,000円	0円	1m ³ につき 95円											
共 用	一戸あたり 470円													

平成元・元・3・6・月 30分から 都適例用	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金							1 水道料金は、基本 料金と従量料金の合 計に、消費税率を乗 じて得た額となる。 2 一般用(25mm以下)・ 公衆浴場用・共用の 1か月当たり10m ³ 以下 の従量料金は徴収 しない。 なお、生活保護世 帯、母子世帯等につ いては、基本料金及 び1か月当たり10m ³ までの従量料金に 100分の103を乗じ て得た額を申請によ り免除している。							
			1～10m ³	11～20	21～30	31～100	101～200	201～1,000	1,001m ³ 以上								
	13 mm	768 円	0円	1m ³ につき 115円	1m ³ につき 154円	1m ³ につき 187円	1m ³ につき 259円	1m ³ につき 322円	1m ³ につき 360円								
	20 mm	1,027 円															
	25 mm	1,267 円															
	30 mm	2,880 円	1m ³ につき 187円				1m ³ につき 259円	1m ³ につき 322円	1m ³ につき 360円								
	40 mm	5,760 円															
	50 mm	17,472 円	1m ³ につき 322円														
	75 mm	38,400 円															
	100 mm	79,680 円	1m ³ につき 360円														
	150 mm	134,400 円															
	200 mm	288,000 円															
	250 mm	393,600 円															
	300 mm以上	672,000 円															
公衆浴場用	一般に同じ 40mm以上は 5,760円	0円	1m ³ につき 91円														
共 用	一戸あたり 451円																

平成 66 ・ 36 ・ 30 1 都 条 適 用 例	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金							1 水道料金は 基本料 金と従量料金の合計に、 消費税率を乗じて得た 額となる。 2 一般用(25mm以下)・ 公衆浴場用の1か月当 たり10m ³ 以下の従量料 金は徴収しない。 なお、生活保護世帯、 母子世帯等については、 基本料金及び1か月当 たり10m ³ までの従量料 金に100分の103(平成 9年6月分からは100分 の105)を乗じて得た額 を申請により免除して いる。 3 水道の使用を月の途 中で開始・中止したと きで月の使用日数が15 日以内の場合、基本料 金は、1か月分の2分 の1の額とする。	
			1～10m ³	11～20	21～30	31～100	101～200	201～1,000	1,001m ³ 以上		
	13 mm	920 円	0円	1m ³ につき 130円	1m ³ につき 175円	1m ³ につき 215円	1m ³ につき 300円	1m ³ につき 375円	1m ³ につき 415円		
	20 mm	1,230 円									
	25 mm	1,520 円									
	30 mm	3,420 円	1m ³ につき 215円				1m ³ につき 300円	1m ³ につき 375円	1m ³ につき 415円		
	40 mm	6,850 円									
	50 mm	20,700 円	1m ³ につき 375円						1m ³ につき 415円		
	75 mm	45,600 円									
	100 mm	94,500 円	1m ³ につき 415円								
	150 mm	159,000 円									
	200 mm	342,000 円									
	250 mm	468,000 円									
	300 mm以上	798,000 円									
公衆浴場用	一般に同じ 40mm以上は 6,850円	0円	1m ³ につき 110円								

5 下水道料金徴収受託業務（区部）

– 183 –